

高速道路における不正通行車両に関する取締りの実施について

本州四国連絡高速道路株式会社では、不正通行対策の一環として2022年9月15日に、E28 神戸淡路鳴門自動車道 垂水第二料金所において不正通行車両に対する取締りを実施しました。

この取組は、西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社の3社による合同取締りとして、実施したものです。

有料道路事業は、お客さまに通行料金をご負担いただくことで成り立っています。高速道路の正しいご利用にご理解とご協力をお願いいたします。

○活動の様子



不正通行は

犯罪

不正通行は法律により罰せられます



以下の行為は不正通行となります



- ① ETC車線で、路側表示器（レーンの右前方に設置）が「STOP停車」を表示し、開閉バーが閉じているにもかかわらず、故意にバーを押し破って通行する。
- ② 一般車線で、通行料金を支払うことなく通行する。
- ③ 通行料金の安い車両でセットアップされたETC車載器を、通行料金の高い車両に載せ替えて通行する。（→再セットアップが必要です）
- ④ 通行区間を偽って通行する。

その他、右記の行為 ●偽造ETCカード、他人のETCカード等、不正にカードを使用して通行する。も不正通行です。 ●割引制度を不正に利用して通行する。 ●一般車線にて、不正に取得した通行券、有効でない通行券を使用して通行する。

不正通行には罰則があります

通行料金の一部もしくはすべてを不法に免れる不正通行があった場合には、監視カメラの画像などから不正通行者を特定し、不法に免れた通行料金の3倍の金額※を請求します。

※ 通行料金 + 割増金（通行料金の2倍に相当する額）

繰り返し行うなど悪質性の高いものは、警察へ通報します。通行方法を違反した運転者には、道路整備特別措置法第59条の規定により、30万円以下の罰金が課せられます。

不正通行撲滅への取組 ●ETC車線突破や車種虚偽により料金を免れる車両の監視又は取締り
●監視カメラ等を活用した不正通行者の特定
●周知ポスターなどを作成し、SA・PAでの掲示並びにホームページへの掲載による広報



本州四国連絡高速道路株式会社